

徳島県環境審議会 環境政策部会  
平成26年度第2回 会議録

- 1 日 時  
平成26年12月17日（水） 午前10時から午前11時20分まで
- 2 場 所  
徳島県庁 10階 大会議室
- 3 出席者  
（委員）21名中13名出席  
〈1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略〉  
青葉暢子委員，池上治徳委員，小串重治委員，近藤光男委員（部会長），  
貞本秀昭委員，塩本泰久委員，田淵桂子委員，近森憲助委員，唐渡義伯委員，  
中央子委員，長尾文明委員（副部会長），藤田晶子委員，本仲純子委員  
〈2号委員：市町村長又はその指名する職員，敬称略〉  
欠席  
（事務局）  
篠原県民環境部次長，山崎環境管理課長 ほか

【会議次第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 審 議  
徳島県環境影響評価条例等の改正について  
（1）条例等の改正の概要について  
（2）パブリックコメントの結果について  
（3）部会報告等について
- 4 閉 会

■配付資料

- 次第
- 配席表
- 徳島県環境影響評価条例等の改正について（素案）
- パブリックコメント資料
- スライド配付資料
- （案）パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方
- 徳島県環境審議会設置条例
- 徳島県環境審議会運営規程
- 徳島県環境影響評価条例等の改正について（報告）（案）
- 徳島県環境影響評価条例等の改正について（答申）（案）

【議事概要】

1 開 会  
(事務局)

ただいまから徳島県環境審議会環境政策部会を開会いたします。

〈本日の出席委員数は13名であり、当部会の委員数21名の過半数を超えており  
徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により会議の成立を報告した。〉

2 挨拶

(事務局 県民環境部次長より挨拶)

3 審 議 「徳島県環境影響評価条例等の改正について」

〈部会長が降雪の影響により到着が遅れたため、途中まで副部会長が議事を進行〉

(副部会長)

それでは、これからの議事の進行は私が務めさせていただきます。御協力のほどよろしく  
お願いします。

さて、本日の議題「徳島県環境影響評価条例等の改正について」でございます。

この件については、10月22日に開催しました、第1回目の当部会に引き続き、今日の  
審議が2回目でございますが、本日の審議において、部会としての報告をまとめたいと考えて  
おりますので、委員のみなさま方、御協力よろしく申し上げます。

第1回の審議会において事務局から説明がありましたが、県では、11月5日から12月  
5日までの間において、県民から、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施して  
おりました。

本日の審議のため、パブリックコメントの結果も参考にしたいのですが、まず、はじめに  
事務局から、もう一度、今回の条例改正の概要と、その後にパブリックコメントの結果につ  
いて説明をお願いします。

(1) 条例等の改正の概要について

(事務局)

『徳島県環境影響評価条例等の改正について(素案)』  
について、『スライド配付資料』に基づき説明

(副部会長)

今の説明に対しまして何か、ご質問等ございますか。

なお、ご発言される際には、お手元のマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

(委員)

風力発電(自然エネルギー)の買取制度について、四国電力も、現在買取りをストップし  
ているようですが、環境影響評価条例改正に影響はあるのでしょうか。

(事務局)

系統問題については、九州電力を中心に始まって、四国電力、北海道電力などが自然エネ  
ルギーの買取制度の契約を今中止しています。

今日の新聞だったでしょうか、各電力会社の太陽光発電設備の接続可能量が出されて、確  
か四国電力は219万kWだったと思います。

この数字は、自然エネルギーの中でも、風力発電部分の 60 万 kW は除いた、太陽光発電の部分だけで言われています。

現在、四国電力の風力発電については、他にもあるかもしれませんが、私の認識では、兵庫県淡路島と佐那河内の大川原ファームのみと認識しています。

太陽光発電については、ギリギリの状況ですが、風力発電の 60 万 kW については、ほとんど動いてない状況なので、まだ余力があります。

ただ、九州などは非常に厳しい状況ということで、系統問題については、現在、国の系統ワーキングの中で、全体の意見を聴取しながら国の方向が決まっていくという状況にあると聞いています。

(副部会長)

よろしいでしょうか。

その他、ご意見ございますでしょうか。

なければ、次にパブリックコメントの結果について説明をお願いします。

(2) パブリックコメントの結果について

(事務局)

『パブリックコメントの結果』について、

『(案) パブリックコメント意見と御意見に対する県の考え方』に基づき説明

(副部会長)

どうもありがとうございました。

部会長が、ご到着されましたので、これからは、司会を部会長に譲りたいと思います。

〈部会長が到着したため、副部会長に代わって議事を進行〉

(事務局)

部会長がお見えになりましたので、これからの進行は部会長をお願いいたします。

副部会長様、これまでの議事進行をいただき、大変ありがとうございました。

(部会長)

雪の影響で移動に時間がかかり、遅刻してしまいました。申し訳ありませんでした。

それでは、ただいまから私の方で司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

パブコメに対する県の考え方について、説明いただきました。

これについて、皆さんからご意見等をいただきたいと思います。

集まった意見は概ね肯定的なものであったと思います。

これを踏まえて、今度の条例改正によって、より環境保全に配慮して、より適正な環境アセスメントの手段とするために、この部会としてご審議をお願いしたいと思います。

それでは、ご質問・ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(委員)

基本的なことについて教えていただきたいんですが、パブコメについて番号 3 の関連になるんですけども、例えば総出力を 100 を計画した場合に、事業者によっては、2 基のところがあったり、10 基のところがあったりというように、そんな幅があるような状況は、現実的にありえるのでしょうか。

風力発電で商業面、コスト面を考えて常識的に、総出力が同じで、基数にばらつきが出るような状況が、現実的に起こるのかということをもしお分かりになれば、教えていただきたいのですが。

(事務局)

現実的に、出力が同じだと仮定した場合に、基数によるばらつきが出るのかというご質問ですが、事業者に聞いた話では、1基あたりの規模が1,300～2,300kW程度が主流と聞いています。

なので、1基あたりの規模が1,300～2,300kWの範囲での基数のばらつきを考えると、例えば総出力を1万kWとすると、数基程度の違いはあると思います。

しかし、最初に例示していただいたように、10倍も20倍も基数が違うということは、あまりないのではないかと思います。

(事務局)

補足としまして、佐那河内の大川原の風力発電ですが、1基あたり1,300kWで、それが14基並んでいます。

(委員)

基数に大きくばらつきが出るなら、総出力だけでなく、基数も条例の対象に盛り込んだほうがいいのかと思って、確認したまでです。

ありがとうございました。

(事務局)

今、佐那河内の件につきまして、1基が1,300kWということで、次長から説明がありましたが、もう一つ徳島県内で神山・上勝のほうで計画が進んでおります。

そちらにつきましては、1基あたり2,300kWであります。

佐那河内の風力ができてから、何年か経った中で、当時は1,300kWだったのが、今は2,300kWということで、立地する場所の条件にもよって異なってくるとは思いますが、1基あたりの出力は、かなりの幅があるという状況です。

(部会長)

それでは、他にご質問・ご意見をお願いします。

(委員)

番号8番の太陽光発電事業についてですが、乱立しているような状況ですので、これから法律・条例でも何らかの規制が出てくると思います。

家庭用の太陽光については、家の屋根上などですので、景観を乱すようなことはあまりないですし、事業用の太陽光についても、海際などであればそこまで目立たないかと思います。

ただ、休耕田を利用するなど、小規模でも空いた土地に、どんどん作っているのが現実ですので、県としてもチェックが必要ですし、規制について国に動きが合った場合は、すぐに対応できるようにしておくべきと思います。

あとは、経年劣化等によって、パネルが台風等で飛ぶ可能性がありますので、そういう点も留意していただければと思います。

(部会長)

ありがとうございました。

2つご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

現段階では、国の法律でも県の条例でも、太陽光発電はアセスの対象となっていない状況です。

今後、他県の状況も見ながら、条例への導入を検討して参りたいと考えています。

その際に、パネルの劣化によって、周囲に被害が出るといったことについても、検討項目の1つとして、取り入れていく方向で考えて参りたいと思います。

(部会長)

委員の意見はもっともだと思えます。

どんどん普及していますから、そういった問題が出てくると思えますので、今回の条例改正で加えることは難しいかもしれませんが、検討していかなければならない項目だと思えます。

ありがとうございました。

他にございましたら、どうぞ。

(委員)

番号7番の複合的・累積的な環境影響評価について、徳島県の考え方の内容を確認させていただきたい。

一団の事業というのは、例えばしらさぎ大橋の1.8kmくらい下流の河口付近で、高速道路橋の建設が計画されていて、しらさぎ大橋は県の事業で、高速道路橋は西日本高速道路株式会社の事業ですが、私の考えとしては、これだけ接近して大型建造物が河口に建設される場合は、複合的な環境影響評価をやるべきでないかと思えます。

この橋の影響評価はここまでで終わり、次に新しく作る場合は、単独で評価するということでありますと、環境影響は必ずしも1+1が2ということではなくて、非常に複雑で、様々な影響が出てくると考えています。

一団の事業とはどういう内容・どういう定義なのかお聞きしたい。

例えば、事業者が異なる場合などは、どういう風に考えるのでしょうか。

(事務局)

それぞれの事業が、計画される時期的な問題もあります。

例示していただいた、しらさぎ大橋は県の事業で、アドバイザー会議を立ち上げて、既に評価もされているような状況でございます。

これからできる高速道路についても、国がアドバイザー会議を立ち上げて、検討していくというような状況かと思えます。

相当時期がずれたということもありまして、一団としての取扱いはなされていません。

今後、同じ時期に同じような環境影響が考えられるものが計画された場合は、一団として、相互の影響を検討していく必要があると考えています。

しらさぎ大橋は、アセスの法律・条例が施行される以前からの計画であり、自主的にアセスを行っております。

高速道路につきましては、計画されましたのが、平成6年頃でして、その当時、橋や付近の道路を含めてアセスを行っておりまして、評価は終わっているという状態でございます。

(委員)

かなり時期的に接近した場合は、事業者が異なっても、複合的なアセスをすると捉えてよ

いのでしょうか。

(事務局)

やるという答えは、私からはお答えしにくいのですが、そもそも事業者にお願ひするというところで、配慮していただけますかというように、県としては意見を述べる立場にあると考えています。

(委員)

現実として、ご存じのように、吉野川河口は、管轄が錯綜しています。

国が関わっている部分、県が関わっている部分、県の中でも土木関係・港湾関係、水面については漁業もあるので農水省、さらには国交省も関わることもあるといった錯綜した状況の中で、今後、複数の公共事業が大幅な環境改変を伴って実施される場合は、複合的な評価について考えていただかないと、単独事業の影響のみを調査しただけでは、実際に複数の構造物が、その場所にできた場合の環境影響評価がかなり複雑な状況を呈すると予想されますので、今後、そういったこともご検討いただけるとありがたいと思います。

(事務局)

アセス手続の中で、事業者が行うアセスの進行状況を見ながら、知事の意見を述べる機会が何度かあります。

その都度、県の意見を述べるにあたって、専門家に集まっていたいただいて進めておりますので、そういうご意見も参考にしながら、事業者にお伝えしていきたいと考えております。

(部会長)

例示がありましたが、事業の時期・場所が重なる場合があると思いますので、条例の手続を進めていく場合のマニュアルのようなものはあったほうがいいと思いますので、ご検討をお願いします。

他にどうでしょうか。

(委員)

関係する番号は3つほどになります。

公告・電子縦覧について、インターネットの利用を推進すべき、また反対にインターネットを利用できない人にも分かるようにしてほしいといった意見がありますが、答えのほうには、今後検討して参りますと記載されています。

具体的には何か、今以上のものを検討されているのですか。

(事務局)

まず、公告・縦覧が行われていることを県民の方に知っていただくことが重要と考えております。

条例ですでに規定されていますが、環境影響評価の手続の中で、日刊紙等へ意見募集について掲載を行います。

さらに県のホームページ等も活用しまして、実際に事業が進んでいて、アセスを行っているということ県民の方に広く周知できる仕組みを検討していく形としております。

(事務局)

補足ですが、今までもアセスの公告・公表については、役場等で文書として公開はしており、皆さんに閲覧していただいていたいました。

さらに皆さんに見ていただきやすいように、インターネット等を使用して、アセスの文書は非常に分厚いものですので、その簡略版などを作って、お示しするという方向で考えております。

(委員)

広く関心を持ってもらうことが非常に重要と思います。

分厚いものは大変なので、1つの工夫として簡略版を周知することも重要かと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(委員)

振動のことについてですが、番号6で意見が出てきていたと思いますが、県の考え方では、「今後改正の進め方を進めます」と記載されていますが、振動に対する考えが示されていないと思います。

神山を始め、風力はどんどん増えていきますし、地域の方は振動のことを非常に気にされています。

また、猪や鹿といった動物たちの影響が、佐那河内からずっと下の方まで出てきていて、今までいなかった動物が小松島や勝浦などの下の方においてきてしまっていて、筈などが全て掘り返されてしまうといった被害があると聞いています。

振動について、県の考え方に「改正手続」と書かれていますが、改正前についてはどこに載っているのですか。

(事務局)

番号6についてということですが、ご指摘のように、番号6(2)の風力発電事業が対象事業に追加されることに関する意見に対して、県の考え方として「評価方法を定める技術指針等の改正手続を進めます」と記載しております。

今回は、申し訳ないですが、技術指針については、皆様にお示ししていません。

今、委員におっしゃっていただいたような、佐那河内の動植物の問題・影響などについて、実際にどういった評価を行っていくのかを定めていくのが、技術指針というものでございます。

現段階の予定ではございますが、環境審議会とは別に、環境影響評価審査会の開催を予定しております。

技術的な事項につきましては、今年度もしくは来年度初頭に、そちらの審査会で、諮らせていただければと思います。

技術指針についての改正手続を進めて、できれば条例・規則と同じく、技術指針についても、平成27年6月1日に施行できればと考えています。

(事務局)

補足説明させていただきますと、風力発電はこういう影響があるから、それに対応した項目を、技術指針に盛り込んでいくということになります。

風力発電事業の環境影響について、全てではないですが、説明させていただきます。

まず工事中には、動植物の生息状況に影響を与える可能性があります。

道路を作りますと、土砂が発生して、その処分先が必要になる、そういった土地改変の影響がありますし、土地改変による水の濁りが起こるということも考えられます。

そして、いざ風車が稼働しますと、委員におっしゃっていただいた振動・騒音・低周波による影響があります。

また、よく取り沙汰されていますが、鳥がプロペラに衝突するバードストライクが起こると言われています。

それに関連して、鳥の移動の邪魔になったり、大きなプロペラが回りますので、風車の影の影響があつたりします。

それから、人によって捉え方は違うと思いますが、景観の問題があります。

こういった影響について、今までの他県の事例などから、我々も把握をしておりますので、風力発電を対象事業とする中で、その環境影響について審査の対象として、審査会のほうへ諮って参りたいと考えています。

(部会長)

次から次へと新しい問題が出てきますので、ご対応をよろしくお願ひしたいと思います。他にございますでしょうか。

(委員)

当初計画において調査がされまして、許可などがあつて、指導をして、その後の審査というものは、最終的には全く行わず、当初審査のみで終わりなのですか。

それとも10年、15年経った段階で、周囲環境が変わると思うのですが、その先の調査は行わないのでしょうか。

(事務局)

アセスの審査としまして、まず工事を始める前にこういう計画でやっていくということを事業者の方から説明いただいて、それについてどういう影響があるか、様々なデータや測定結果に基づいて、事業を始める前に予測してもらいます。

それから、予測の中で問題が発生することが考えられる場合は、できるだけ問題を抑えるような形で、計画を練り直します。

そして、いざ問題をクリアした段階で、次の段階の工事にかかつて、その中で、様々な影響が出てくるため、影響を低く抑えていただきます。

そして、最終的に工事が終わって、その後の事後評価につきましても、県が意見を述べる際に、こういう事後調査が必要ではないですか、といった意見を述べます。

例を挙げますと、ルイスハンミョウの関係ですが、事後調査が必要ではないかということで意見を述べています。

まだ結果としてはまとまっていませんが、このように必要と思われる事項につきましては、事後調査を行うといった規定もございます。

それぞれの事例によって、どういう事後調査が必要かということは、変わってくると思いますが、制度としてはそういうものがございます。

(委員)

それでは、規模を段階的に大きくしていった場合に、大きな規模となった場合はどうですか。

そのチェックというのは、申請だけを見ることになるのですか。

例えば、5千の規模を二回行って、合計が1万の規模となった場合、その辺はつかめないということですか。

(事務局)



環境影響評価の手續につきましては、その事業の実施時期、事業を進める施工時期、それに伴いまして必要な環境影響評価を行うこととなります。

先ほどもお話のありましたように、複合的なアセスメントの必要性も含めまして、その時の状況に応じて、アセスメントの手續を実施していくこととなります。

ただ、後から始める事業につきましては、その前の事業の評価やその事業の環境アセスメントの評価項目など、そういったものを共有しながら、さらに後の事業において、アセスメントが必要なものなのかどうなのか、専門家に意見を聞きながら、そういうことを判断して、必要なものについて環境影響を軽微に留める形で配慮していくこととなります。

(事務局)

規模がここまでというような、条例上の規定があります。

これだけ追加したからやりなさいというようなものは、条例上、当初のことしかございませんので、条例に基づくアセスができるかという、難しいかもしれません。

事業者として、必要性があれば、自主的に行うものですから、実施していただける可能性はあると考えております。

(委員)

報告という形を義務化するなどということは、ないんですか。

(事務局)

例えば、アセス以外にも関係法令等の許可がありまして、許可に対する申請があがってくる訳ですから、事業が大きくなっていることは把握できます。

(委員)

ありがとうございます。

(部会長)

今の委員の指摘も非常に大事なことだと思います。

住民に迷惑をかけると、行政に返ってきます。

最初は OK でも、時間の経過と共に問題が発生しますので、制度的に難しいかもしれませんが、柔軟に対応できるようなシステムを作っておくべきだと思います。

他にないでしょうか。

(委員)

今の委員のご質問に関連して、施工前・施工中及び事後評価の環境影響評価のデータについて、質問させていただきます。

しらさぎ大橋の建設に係る環境影響評価の報告書を見たことがあるのですが、かなり膨大なデータが、長期間にわたって蓄積されており、環境影響を評価する上でも重要なデータにもなりますし、大学の研究者にとっても貴重なデータだと思います。

データの所有権・管理権がどこにあるのか分かりませんが、データの管理や活用について、県の工事の一環として行った環境影響評価のデータについては、できるだけ色々な方が、比較的自由に活用できるように、仕組みをぜひ作っていただきたい。

そういうことが、事後調査の要否や程度について考える上でも、非常に大事なデータになりますので、今後のことも含めてお願いしたいと思います。

ただ、これは条例でどうこうという問題ではないかもしれませんが、こういう機会がありましたので、発言させていただきました。

(部会長)

ありがとうございます。

その点についても、ご検討をお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

多数かつ貴重なご質問・ご指摘をいただきましてありがとうございます。

多くは条例を動かしていく上での、注意事項に関わることであったと思います。

### (3) 部会報告等について

(部会長)

皆さんからご意見をいただき、この部会で報告書をまとめる必要がありますので、案について配付させていただいて、それについてご意見をいただけたらと思います。

(『徳島県環境影響評価条例等の改正について(報告)案』を各委員に配付)

(部会長)

簡単に事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

『徳島県環境影響評価条例等の改正について(報告)(案)』について説明

(部会長)

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

下の2行が、我々の県に対する意見という格好ですが。

(委員)

細かい文言上のことですが、最後の行で「健康を保護する」というところに違和感があるのですが、端的に「健康を守る」としたほうが、分かりやすいのではないですか。

事務的な判断にお任せしますが。

(部会長)

ありがとうございます。

皆さんどうですか。

それでは、「健康を守る」に文言を変更いたします。

他にどうでしょうか。

それでは、おおむねこの案でいいということで、書き換えが必要ですね。

(事務局)

少しお時間をいただきます。

(部会長)

それでは、案を書き換えて、配付するという手続をしますので、5分程度お待ちください。

(事務局)

『徳島県環境影響評価条例等の改正について（報告）（案）』の書き換え

(部会長)

この時間を利用して、前に説明していただいたかもしれませんが、今回知事に答申をして、その後、実際に条例が動き出すのは、いつからでしょうか。

(事務局)

平成27年6月1日に施行を予定しております。

法律の放射性物質の適用除外規定削除の改正の施行に合わせて、条例も施行となります。

(部会長)

連動してということですね。

(事務局)

スケジュール的にもう少し詳しく申し上げますと、今回答申をいただきまして、条例の改正手続に入ります。

法令審査を受けまして、2月の議会に提案させていただいて、その後、6月1日に法律に合わせた施行になるということでございます。

(事務局)

周知期間が3ヶ月程度と短いですが、県の広報等で周知を十分に図りたいと考えています。

(事務局)

参考にちょっと説明させていただきます。

今回のパブリックコメントについてですが、風力発電の規模について、色々ご意見をいただきましたので、具体的にどれくらいの規模から条例の対象になるのかについて、説明いたします。

出力5,000kW以上が条例の第2種事業の対象規模となります。

先ほど申しましたように、佐那河内に設置されている風車は、1基あたりの出力が1,300kWですので、4基から条例アセスの対象となります。

神山・上勝に設置予定の風車であれば、1基あたりの出力が2,300kWですので、3基から条例アセスの対象となります。

(委員)

ちょっといいですか。

環境影響評価条例は、基本的には資料の2ページ目に示されている模式図の流れに沿って行われるもので、予測・調査・評価・事後調査という一連の手続についてルールを決めていると思います。

例えば、対象事業によって、非常に大きな環境影響が出てきた場合などの措置のようなものは、条例の中で規定されていますか。

(事務局)

環境影響評価条例の中で、一定以上の影響が出た場合は事業を中止しなさい、とかいうことは、条例の措置としてはできません。

しかし、アセス条例以外に、各法令による基準・規制がありますので、法令の基準を超え

るような事業を実施することはできません。

例えば、水質については水質汚濁防止法、大気については大気汚染防止法の基準はクリアしなければなりません。

環境影響評価法・条例につきましては、環境影響をできるだけ小さくするための手続の法令・条例になります。

事業者からすると、各法令の基準をクリアしていればいいではないかという考え方もあるんですが、その事業によって様々な分野で、様々な影響が出てくるのが考えられますので、配慮を求めていくことになります。

(委員)

規制するという事はないんですね。

(事務局)

少し補足しますと、環境影響評価の手続の中で、環境への影響が著しい場合は、環境への影響をできるだけ軽減させるために、環境代償措置を講じることになります。

例えば、マリンピア第2期事業のルイスハンミョウの代替生息地としての人工海浜などがあたり、それを事業者が実施して事後評価をやっていくことになります。

手続の中の一環として、そういった項目が位置付けされております。

(委員)

ありがとうございました。

『徳島県環境影響評価条例等の改正について（報告）修正（案）』を配付

(部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、お手元に配らせていただきましたが、先ほどの修正を踏まえた文章になります。それでは、事務局から読み上げていただきます。

(事務局)

『徳島県環境影響評価条例等の改正について（答申）修正（案）』の読み上げ

(部会長)

ありがとうございました。

事務局に答申案を読んでいただきました。

部会としては、先に配った報告について、ご審議いただき、修正を行いましたので、これでご了承いただいたということでもよろしいですか。

(異議なし)

(部会長)

部会の決議は、審議会の規定によりまして、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができます。

私が会長ですので、審議会の総会なしで、知事への答申とさせていただきます。

これで、全ての審議が終わりました。

今回の改正は、大事な改正でございまして、多くの貴重なご意見をいただき、ありがとう

ございました。

これで答申させていただきますが、意見も多くありましたので、条例の適正な運用について、よろしくをお願いします。

それでは、皆様、議事進行につきまして、御協力ありがとうございました。あとは、司会を譲りたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

最後に、県民環境部次長より御礼申し上げます。

(事務局 県民環境部次長より挨拶)

#### 4 閉 会

(事務局)

以上をもちまして、徳島県環境審議会環境政策部会を閉会いたします。  
長時間にわたり、御審議いただき、大変ありがとうございました。